

○白井市防除機具貸付規程

昭和 32 年 6 月 10 日
規程第 2 号

第 1 条 病虫害防除の普及を図るため、農業関係諸団体(防除組合)に対しこの規程により、防除機具の無償貸与を行うものとする。

第 2 条 貸付すべき機具は、白井市備付の機具に限るものとする。

第 3 条 前条機具の貸付けを受けようとする者は、別に定める防除機具借受申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 4 条 市長は、前条の申請を受けたときは、貸付機具の引渡日時及び場所を申請者に通知し、許可をする。ただし、必要と認めるときは、許可しないことができる。

第 5 条 機具貸付の期間は、5 日以内とする。ただし、特別の事由あるときは、貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)の申出により一定期間の貸付延期をすることができる。

2 市において貸付機具の必要を生じたとき、又は借受者において、その機具の管理を怠り、又はこの規程に違反した行為があるときは、貸付期間中であっても期日を指定して返納させることがある。

第 6 条 借受者は、貸付機具を返納をするときは、指定の場所において現品の点検を受けなければならない。

第 7 条 借受者は、貸付機具に故障を生じたときは、事由を具し、市長に届け出てその指示を受ける。

第 8 条 借受者の故意又は重大な過失により貸付機具をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第 9 条 貸付機具の運賃及びこれに要する一切の費用は、借受者の負担とする。
附 則

この規程は、昭和 32 年 6 月 10 日から施行する。